

～今さら聞けない？ まだ知らない??～

個人情報保護法 基本の“き” Stage.2



前回のハイライト

平成29年（2017年）5月30日から、個人情報保護法の改正が全面施行された。この背景には、情報通信技術の発展や、事業活動のグローバル化等の急速な環境変化があげられる。

改正前は、5,000人以下の個人情報しか有しない中小企業・小規模事業者は適用対象外となっていたが、法改正によりこの規定は撤廃。個人情報を取り扱う「すべての事業者」に、個人情報保護法が適用されることとなった。

個人情報保護の取り扱いで守るべき4つのルール

1. 個人情報の取得・利用
2. 個人データの安全管理措置
3. 個人データの第三者提供
4. 保有個人データの開示請求

今号は「病院管理の面からみた個人情報の取扱い」について、4つのルールの視点それぞれからみた内容を確認していきます

病院管理の面からみた個人情報の取扱い関係 1

4つのルール 1. 個人情報の取得・利用

【概要】

「個人情報を取り扱うにあたっては、利用目的をできる限り特定しなければならない」。また、特定した利用目的は、あらかじめ公表しておくか、個人情報を所得する際に本人に通知する必要がある。

（原則）

- ア. 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。
- イ. 本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合（例：保険証の提出、問診票の記入）は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。
- ウ. 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(留意事項：公表方法)

院内掲示等をするとともに、可能な場合にはホームページへの掲載等、なるべく広く公表すること。なお、利用目的についてあらかじめ院内掲示等により明示されていれば、原則として黙示の同意を得たものと考えられるが、下記の事項をあわせて掲示しておくことが有効。

- (ア) 患者は、利用目的のなかで同意しがたいものがある場合には、その事項について、本人の明確な同意を得るよう病院に求めることができる旨
- (イ) 患者が（ア）の意思表示を行わない場合は、公表された利用目的について、患者の同意が得られたものとする旨
- (ウ) 同意及び留保は、患者からの申し出により、いつでも変更可能である旨



(例外)

次のようなケースは、利用目的の通知・公表、本人に対する利用目的の明示及び利用目的の変更の通知・公表に関する規定は適用されない。

ア. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合

イ. 当該個人情報取扱事業者の権利、又は正当な利益を害する恐れがある場合

ウ. 国の機関又は地方公共団体が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

エ. 取得の状況からみて、利用目的が明らかであると認められる場合

【利用目的の制限】

(原則)

あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(例外)

ア. 法令に基づく場合

(e.g. 医療法に基づく立入検査、児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づく、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者による児童相談所等への通告)

イ. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(e.g. 意識不明の患者の症状や重度の認知症の高齢者の状況を家族に説明する場合)

ウ. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(e.g. 児童虐待事例について関係機関との情報交換や医療安全の向上のため、院内で発生した医療事故等に関する国・地方公共団体または第三者機関等への情報提供のうち、氏名等の情報が含まれる場合)

エ. 国の機関もしくは地方公共団体、又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(e.g. 統計法に基づく統計報告の徴収（いわゆる承認統計調査）に協力する場合)



病院管理の面からみた個人情報の取扱い関係 2

4つのルール 2. 個人データの安全管理措置

【講ずるべき安全管理措置】

次のようなケースに備え、安全管理措置を遵守させるよう従業者に対し、適切な監督を行わなければならない。

①個人データの漏洩 ②滅失 ③棄損の防止 ④その他個人データの安全管理

【安全管理措置として考えられる事項】

- ア. 個人情報保護に関する規定の整備、苦情対応の体制構築、院内への掲示やホームページへの掲載
- イ. 個人情報を取り扱う情報システムの安全管理措置に関する規程の整備
- ウ. 個人情報保護に関し、十分な知識を有する管理者、監督者を定める
- エ. 個人情報保護の推進を図るための委員会等の設置
- オ. 個人データの安全管理措置における、定期的な自己評価・適切な見直しと改善

- カ. 漏洩等の問題が発生した場合で、規定等に違反している事実が生じた場合等における、院内の責任者及び行政への報告連絡体制の整備
- キ. 雇用契約や就業規則において、離職後も含め守秘義務を課すなど、従業員の個人情報保護に関する規程の整備
- ク. 教育研修の実施等による従業員への啓発
- ケ. 個人データの盗難・紛失等防止のための物理的安全管理措置の実施
e.g. (ア) 入退館(室)管理の実施 (イ) 盗難等に対する予防策の実施(施錠管理等) (ウ) 機器・装置等の固定など物理的な保護
- コ. 個人情報データを取り扱う情報システムにおける、技術的安全管理措置の実施
e.g. (ア) 個人データに対するアクセス管理(IDやパスワード等による認証、業務上必要な範囲に対してのみアクセスできるようなシステム構成の採用「アクセス制限」) (イ) アクセス記録の保存 (ウ) ファイアウォールの設定
- サ. 長期保存における、保存媒体の劣化防止措置
- シ. 廃棄においては、焼却・溶解など復元可能な形にして廃棄する。情報機器の場合は復元不可能な形に消去して廃棄する



病院管理の面からみた個人情報取扱い関係 3

4つのルール 3.個人データの第三者提供

(原則)

あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。例えば、次のような照会に対して「患者の有無」や「健康状態」、「既往歴」、「回復の見込み等」について回答する場合には、本人の同意を得る必要がある。

ア. 生命保険加入や損害保険金の支払いの審査のための、民間保険会社からの照会

イ. 休職中の社員の職場復帰の見込みに関する、職場の上司等からの問合せ

ウ. 児童・生徒の健康状態等に関する、学校の教職員等からの問合せ

エ. 健康食品販売のためのマーケティング等を目的とする会社等からの、患者を紹介してほしい旨の依頼

(第三者提供の例外)

次に掲げるような場合については、本人の同意を得る必要はない。

ア. 法令に基づく場合

(e.g. 医療法に基づく立入検査、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告)

イ. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(e.g. 意識不明の患者の病状や重度の認知症の高齢者の状況を、家族等に説明する場合)

ウ. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(e.g. 児童虐待事例についての関係機関との情報交換、医療安全向上のため、院内で発生した医療事故等に関する国、地方公共団体または第三者機関等への情報提供のうち、氏名等の情報が含まれる場合)

エ. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(e.g. 統計法に基づく統計報告の徴収 (いわゆる承認統計調査) に協力する場合等)

(本人の同意が得られていると考えられる場合)

患者への医療の提供のために、通常必要な範囲の利用目的について、院内掲示等で公表しておくことにより、患者に提供する医療サービスに関する利用目的について、患者から明示的に留保の意思表示がなければ、患者の黙示による同意があったものと考えられる。

(「第三者」に該当しない場合)

次のようなケースは他の事業者への情報提供であるが、第三者には該当しない

ア. 検査等の業務を委託する場合

イ. 外部監査機関への情報提供 (公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価等)

ウ. 個人データを特定の者との間で共同して利用するとして、あらかじめ通知している場合

エ. 同一事業者内における情報提供であり、第三者に該当しない場合

(事業所内部における情報交換や同一事業者が開設する複数の施設間における情報交換)

病院管理の面からみた個人情報取扱い関係 4

4つのルール 4.保有個人情報の開示

(原則)

本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示を求められたときは、本人に対し書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく保有個人データを開示しなければならない。

(例外)

開示することにより、次の事項に該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる
ア. 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(e.g. 患者の状況等について、家族や患者の関係者が、医療サービスの従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに、患者自身に当該情報を提供することにより、患者の家族や患者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合)

イ. 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に、著しい支障を及ぼす恐れがある場合

(e.g. 症状や予後、治療経過等について、患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合)

ウ. 他の法令に違反することとなる場合

(遺族に対する診療情報の提供)

死者の情報は個人情報保護法の適用対象にならないが、遺族から死亡した患者の診療経過等が照会された場合、患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、特段の配慮が求められる。このため、遺族に対する診療情報の提供については、「診療情報の提供等に関する指針」の9において定められている取扱いに従い、医療従事者等は、患者が死亡した際には遅滞なく遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供すること

(開示等の手続き及び手数料)

開示等の求めは、次に掲げる者によって行うことができる

ア. 本人 イ. 未成年者または成年被後見人の法定代理人 ウ. 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

(開示等の手続における留意点)

開示等を求める者が本人（またはその代理人）であることを確認すること。その後、主治医等の担当スタッフの意思を聞いたうえで、速やかに開示等を行うか否か等を決定し、請求者に通知する。なお、開示にあたり、非開示理由に該当する可能性がある場合には、検討委員会等において開示の可否を検討し、速やかに決定することが望ましい。

(手数料)

- ア. 保有個人データの利用目的の通知または開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる
- イ. 手数料を徴収する場合は、実費を勘案して、合理的と認められる範囲内において、手数料の額を決めなければならない

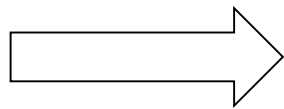


整理

2017年5月30日、改正個人情報保護法が改正され、小規模事業者対しても、原則として個人情報保護法が適用されることとなった。

個人情報保護法の取り扱いにおいて、最低限守るべきルールは4つに集約されるが、医療機関等においてはその性質上、いくつかの例外事例が存在している。ただ、これら例外規定が適用される場合においても、あらかじめその内容について公表しておくことは必要である。また、診療所など小規模事業所においても、最低限の安全管理措置をとっておくことが必要。

カルテ等、個人情報の開示については、適切な手数料を徴収することも可能であるが、多くの中小規模の医療機関では、こうした整備ができていないケースも散見される。自院の個人情報保護指針の整備とあわせ、ルール決めを行っておくことが有効である。



個人情報保護シリーズの最後となる次号は、

- ・個人情報保護とプライバシーの尊重が医療安全に及ぼす影響についての考察
- ・よくあるQ&Aについて

をテーマにお届けします

参考資料・文献

- 個人情報保護法ハンドブック 「個人情報保護委員会」
- 個人情報保護委員会Webサイト
<http://www.ppc.go.jp/>
- 病院管理の手引き 「東京都福祉保健局医療政策部医療安全課（平成27年3月発行版）」

